

令和4年度 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会（第1回） 議事録

1 日時

令和4年10月24日（月曜日） 午後4時から午後6時28分まで

2 場所

オンライン会議

3 委員（五十音順）

芝浦工業大学 建築学部長・教授	秋元 孝之（委員長）
東京大学生産技術研究所 エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門 特任教授	岩船 由美子
一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 特別研究員	遠藤 純子
千葉工業大学 創造工学部 建築学科 教授	望月 悦子
株式会社インティ 代表取締役社長	山本 亨

4 議事

- (1) トップレベル事業所認定制度の概要と制度を取り巻く情勢について
- (2) 第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討について
- (3) 今後のスケジュールについて

5 配布資料

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 資料1 | トップレベル事業所認定制度の概要と制度を取り巻く情勢 |
| 資料2 | 第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討 |
| 資料3 | 今後のスケジュール |
| 参考資料1 | 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会設置要綱 |
| 参考資料2 | 令和4年度優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会委員名簿 |
| 参考資料3 | 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会運営要領 |
| 参考資料4 | 令和3年度（2021年度）末時点 トップレベル認定事業所 |

6 議事内容

午後4時 開会

○安達排出量取引担当課長 時間になりましたので、これより令和4年度第1回優良特定地球温暖化対策事業所、以降トップレベル事業所と称しますけれども、この認定制度に係る検討会を開会いたします。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。また、議事進行中、傍聴の方は御発言ができませんので、御承知おきください。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイト、優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会第1回のページに掲載しておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

本日の検討会は、先に開催をしています、東京都キャップ&トレード制度の全体を対象として行う「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」、こちらは制度改正の内容を政策的観点から検討するのに対しまして、本検討会につきましては、トップレベル事業所認定制度を技術的な観点から検討する場として開催しております。

それでは次第に沿って進めてまいります。まず初めに、東京都環境局気候変動対策部長の荒田より御挨拶を申し上げます。

○荒田気候変動対策部長 皆様、こんにちは。ただいま御紹介のありました東京都環境局の荒田です。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お時間を割いていただき、心より感謝申し上げます。今年度第1回の優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

東京都では、気候変動が一層深刻化する中、2050年までにCO₂排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030年までにCO₂排出を半減とする「カーボンハーフ」を提唱しています。

このたび、東京都環境審議会の答申を踏まえ、東京都環境基本計画及び「カーボンハーフの実現に向けた条例制度改正の基本方針」を策定、発表したところであり、カーボンハーフに向けてさまざまな取組のギアを更に上げてまいります。

都の大規模既存事業所を対象とした、いわゆるキャップ&トレード制度は、2010年度の開始以降、これまで着実にCO₂の排出削減を積み重ねてきております。本制度の2025年からの第4計画期間に向けた制度改正の内容について、専門家の皆様に御意見を伺うため、9月から「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開始したところです。

本日委員の皆様にご議論をいただく「トップレベル事業所認定制度」は、キャップ&トレード制度の中の一つの制度であり、先ほど申し上げた「専門的事項等検討会」と連携して、具体的な制度改正の検討を進めたいと考えております。

本日はぜひ、委員の皆様の技術的、専門的見地からの活発な御議論をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 それでは、続きまして委員の皆様の御紹介をいたします。参考資料の2に沿いまして、上から五十音順に御紹介いたします。御紹介後に委員から一言御挨拶をお願いいたします。

まず、芝浦工業大学建築学部長・教授、秋元孝之委員です。

○秋元委員 秋元です。どうぞよろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 続きまして、東京大学生産技術研究所エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門特任教授、岩船由美子委員です。

○岩船委員 東京大学生産技術研究所の岩船です。聞こえていますか。どうぞよろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。

続きまして、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター特別研究員、遠藤純子委員です。

○遠藤委員 住宅・建築SDGs推進センターの遠藤です。よろしく申し上げます。建築物の環境性能評価制度の開発等が専門分野です。よろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。

続きまして、千葉工業大学創造工学部建築学科教授、望月悦子委員です。

○望月委員 千葉工業大学の望月です。どうぞよろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。

続きまして、株式会社インティ代表取締役社長、山本亨委員です。

○山本委員 インティの山本です。省エネルギーの技術開発とコンサルティング業務を主にやっています。よろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。各委員の皆様、大変ありがとうございました。

続きまして、本検討会の委員長の選任を行います。昨年度に引き続きまして、委員長は秋元委員、副委員長は岩船委員にお願いしたいと思っておりますが、もし別案があればお申し出ください。皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

○遠藤委員 異議ありません。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。それでは、秋元委員に委員長をお願いしたいと存じます。では、秋元委員長、これからの議事の進行につきまして、よろしくお願ひいたします。

○秋元委員長 改めまして、芝浦工業大学の秋元です。どうぞよろしく申し上げます。

冒頭に荒田部長からもお話がありましたけれども、2050年ゼロエミッションに向けて、東京都が国に先駆けてさまざまな取組をなさっています。2030年カーボンハーフということで、今からあと8年しかないということもありますので、このトップレベル事業所認定制度は大変重要な役割を担っていると思います。このたび強化をするということで、他のさまざまな制度とともに期待がかけられているところです。本日は委員会中、皆さんの忌憚のない専門的な御意見を伺いたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、まず優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から説明します。まず参考資料1の画面を投影します。

こちらが「優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会設置要綱」となっています。少しかいつまんで説明します。この中で、第2条の3にあります「その他、知事の求めに応じ、優良特定地球温暖化策定事業所の制度に関する事項について検討する」とありまして、今回はこの制度の改正に関わる部分ということで、会を実施しています。

第3条ですが、このトップレベル検討会につきましては、環境局長が委嘱する委員5名以内でもって構成するというので、今回5名の皆様の委員で構成しています。

今回は第7条になります。開会の方法ですが、このトップレベル検討会については、原則公開ということになっていて、今回皆様の傍聴をいただいています。

第8条ですが、こちらは会議ごとに議事録を作成するというようになっており、今後この会が終了しま

したら、速やかに議事を作成し、環境局のホームページに報告をさせていただきます。こちらが参考資料1の説明です。

続きまして参考資料の3をご覧ください。こちらが「優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会運営要領」です。

まず1つ目ですが、こちらの1については、先ほどお話したとおり、環境局の公式ホームページにおいて公表するとなっていますので、説明は割愛します。

2においては、今回は特に対象ではありませんが、今後開催予定の認定の審査の場合には、本要領に基づきまして運営したいと思います。簡単ですが、説明は以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。ただいまお話がありましたとおり、本日の検討会では事前に傍聴を希望した方がオンラインで傍聴しています。

それでは、これより第4計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の改正について、皆様の御意見を伺います。はじめに、資料1「トップレベル事業所認定制度の概要と制度を取り巻く背景」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から説明します。画面を共有しますので、少々お待ちください。

それでは説明します。トップレベル事業所認定制度を取り巻く情勢について説明します。今回お話するのは4つになります。1つ目が温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度、いわゆるキャップ&トレード制度の概要と実績について説明します。2つ目にトップレベル事業所認定制度の概要と実績についてお話しします。3つ目に、制度を取り巻く情勢について説明します。最後に、今後のトップレベル認定制度の方向性について説明します。

まず1つ目です。こちらがキャップ&トレード制度の概要と実績になります。都内の排出量の7割を超える排出量が建物からの排出となっており、2050年の東京の姿を形づくる新築建築への対策や既存建物の省エネ、再エネの促進というものが、脱炭素化、良質な都市環境の実現に向けて極めて重要です。今回、このような形で、都の気候変動に対する建築物に係る制度というものがあがりまして、この中の右の上にありますキャップ&トレード制度の中にある、トップレベル事業所の制度が対象となります。

概要と実績ですが、都内の大規模事業所に対してのCO₂排出量の削減ということで、自ら削減することと、排出量取引によって他の事業所の削減量等を取得し、義務履行が可能なものとなっておりまして、対象の事業所ですが、左側の表をご覧ください。年間のエネルギー使用量、原油換算の使用量が1,500キロリットル以上の事業所となっています。また、削減義務率ということで、下にあります基準排出量ですが、この2002年度から2007年度までの連続した3カ年度平均を基準排出量としまして、その削減の義務として、現在は、第3計画期間となりますが、基準排出量の比率として、一般のオフィスビルなどの建物につきましても27%、工場等におきましても25%の削減義務となっています。右の実績ですが、今、基準排出量に対して、33%削減していただいております。おおむね皆様に削減の義務履行をしていただいているという状況となっています。

では、トップレベル認定制度の概要について説明します。キャップ&トレードの対象事業所のうち、主に省エネについて体制、設備、運用に関する取組が特に優れた事業所を認定している制度となっておりまして、トップレベル事業所は、対象事業所の省エネ対策をより高い水準に引き上げるためのけん引役として期待されています。この認定の種類としましては、トップレベル事業所と準トップレベル事業所がありまして、その総合得点、認定の基準がありまして、それに関わる得点によりまして、2つの認定をするという形です。

トップレベル事業所につきましても、削減義務率ですが、先ほどお話をしました削減義務率が2分の1

になるということや、準トップレベルにつきましても、4分の3に削減義務率になるという制度になっています。評価項目については、大きく分けると3つありまして、1つ目が一般管理事項ということで、推進体制等の評価項目となっています。2つ目が建物及び設備性能に関する事項ということで、建物及び設備の、機器の省エネ性能というものに関する項目を設定しています。3つ目ですが、こちらが運用に関する事項ということで、運用管理や保守管理についての事項を項目で定めています。また、この各項目ですが、その中には必須項目と一般項目と加点項目とで分けて、その項目に従い、取組をするという形になっています。

続きまして認定の期間です。認定の期間は原則として、各計画期間の期末ということになっていて、第3計画期間におきましては、2024年度がその期限となっています。しかし、例外としまして、例えば第2計画期間につきましても、計画期間をまたぎまして通算で5年間その認定が有効となるという特例がありました。

また、トップレベル事業所認定制度のその他の概要としまして、下に書いていますが、まず認定申請で実用段階にあります省エネ対策の取組状況を総合的に評価して認定をしているというところです。2つ目がその特定地球温暖化対策事業所として達成可能な水準を要求しており、無理な設定をしているようなものではありません。3つ目ですけれども、公正な認定のために、トップレベル事業所の認定制度に係る、今のこの検討会で、各委員の皆様の見解を聞きまして認定を実施しています。最後に、基準や認定ガイドラインにつきましては、省エネ技術が刻一刻良くなっていますので、この状況と併せまして、検討会の皆様の御意見や事業所の実態を参考にし、設定しています。

認定の状況ですが、現在都内の特定地球温暖化対策事業所は1,200事業所ありますが、今までの通算としまして、112事業所を認定しています。トップレベル事業所が52で、準トップレベル事業所が60となっています。先ほどお話ししましたとおり、認定には期限がありまして、現在、2021年度末における認定事業所の数は60で、トップレベル事業所が35で、準トップレベル事業所が25となっています。トップレベル事業所を取得した事業所には、私どもから認定証と多摩産材を用いました記念の盾を贈呈しています。また、トップレベル事業所の認定制度の認知度向上とトップレベル事業所を取得していることを分かりやすく示すために、認定ロゴマークというものを作りまして、皆様に活用いただいているところです。

義務率の減少以外の部分ですが、インセンティブということで、まず左になりますが、東京都ウェブサイトに掲載ということで、各事業所の概要とその取組をしていただいている内容をまとめまして、東京都環境局のウェブサイトで紹介しています。右側になりますが、東京に仮想のデジタル空間を実現しています「デジタルツイン実現プロジェクト」というものを、今、東京都で進めていまして、この中のエネルギーという分野におきまして、その内容が反映されるような仕組みで、トップレベル事業所を取得した事業所がこちらの中でも確認ができる仕組みとなっています。

続きまして認定制度の活用例です。1つ目がGRESBのリアルエステイト評価でのトップレベル事業所の評価です。こちらは、ESG全般にまたがる7分野がありまして、その中でトップレベル事業所の認定を受けている事業所がありますと、この「グリーンビル認証」というところでの評価対象になる形になっていて、このグリーンビル分野におきましても、トップレベル事業所の認証として認められているというところです。右の説明になりますが、現在「ZEB設計ガイドライン」というものがありまして、この中の各内容につきましても、私どものトップレベル事業所の認定のガイドラインを引用して、やはり国の省エネ技術の普及に関しても、このガイドラインが活用されているという状況です。

今度は情勢として、社会情勢と経済情勢について、説明をします。

今、世界の平均気温が上昇して、産業革命以前と比較して1.5度に上昇を抑えることが必要で

あるということで、気候変動枠組条約締約国の事実上の目標という形で決意が示されています。しかし、世界の平均気温は既に 1.1 度上昇しているというところで、1.5 度以内に抑えるためには世界の温室効果ガスの排出量のピークが、遅くとも 2025 年までにピークアウトすることが必要であるということですが、現在の削減目標が実行されたとしても、2030 年には 2010 年比の 14%増加するという報告も出ているというところでは、2022 年から 2026 年までの 5 年間に気温上昇が 1.5 度を超える可能性が 50% 近いという報告が出されていて、これは今後気候災害が激甚化し、より頻発化するということが予告されているという状況です。

では、この再生可能エネルギーの状況です。日本のエネルギーの自給率は 11.2%ということで、左側の図で見ると、OECD 加盟 37 カ国中 36 位となっているという状況です。また、発電電力に占める再生可能エネルギーの割合は、19.8%ということで、これは 2020 年度の数字ですが、現在の数値となっています。今度は右側の図の説明ですが、都内に目を向けてみますと、都内におきましては、再生可能エネルギーによる電力の利用割合が 19.2%となっています。また、再生可能エネルギーの利用手法は、今まではオンサイトで使う部分が多かったのですが、さまざまな手法が導入可能になってきますので、いろいろな方法で調達が進んできているという状況になっています。

続きまして、気候変動によるリスクの評価というところでは、近年、やはり世界の異常気象の水準や頻度が拡大し、経済的損失や損害保険の支払額が増大しているという状況です。左側の図をご覧くださいますと、2018 年と 2019 年、皆様の記憶に新しいところですが、台風により豪雨が出て、非常に甚大な被害を及ぼしているというところがあります。また、今度は右の図の説明となりますが、不動産分野における気候変動関連の物理的なリスクとしまして、やはりこのような気象災害における部分というものも評価においても重要な課題となってきているという状況です。

では、今度は、建築物の環境認証にかかる制度です。左の図ですが、世界の主な建物の環境認証制度はこのような仕組みになっていまして、トップレベル事業所の認定制度は、このうちの日本になりますエネルギー性能というところに位置するという形になります。しかしながら、最近では総合的な環境評価ということで、CASBEE や DBJ の Green Building 認証など、総合的に評価するというものも出てきているという状況です。右の図の説明になりますが、世界各国の不動産を対象としまして、不動産要素ごとの移行経路を公開しています CRREM というものがあります。こちらが移行のリスクを経済的定量評価するというので、セクターごとに脱炭素の目標が設定されています。これを上回るような排出が出るポイントを座礁ポイントと呼んでいまして、このポイントに差し掛かった時に、投資をして改修していくことによって、効率的に脱炭素目標に向けていくという指標ということで活用されています。

では、こちらの経済性の話をします。まず、左の図ですが、2017 年 1 月から 2018 年 12 月の東京オフィス市場での環境認証を取得した新規の賃料の効果ですが、+2%上昇しているという報告がなされています。右の図ですが、都心 5 区の一定規模の賃貸の物件を調べてみましたところ、環境認証を受けている物件については、5%賃料を押し上げているという効果も報告されています。

最後になりますけれども、これまでのトップレベル事業所の認定の考え方ですが、日本の省エネルギー技術は世界最高水準であり、今後これらの技術を普及拡大することにより、東京の低エネルギー化が可能となるとともに、さらなるイノベーションの誘導が期待できるというところでは、従って、日本の優れた省エネルギー技術をトップレベルの認定要件に位置付け、対象事業所の到達すべき目標として提示し、トップレベル事業所への誘導を推進するというものが創設時のものです。これを踏まえまして、今後の新たな「優れた取組を進める事業所」の認定の考え方としましては、2050 年のゼロエミッション化実現に向け、省エネに加え、再エネを利用する事業所の取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策や、再エネ利用

に取り組む事業所を誘導ということになるかと考えています。私からは以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。それでは、資料1について、今、紹介いただきましたけれども、皆様からの御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。その後、私から指名し、御発言をお願いします。いかがでしょうか。

なかなか、いいも悪いも言いづらいのかもしれませんが、まず、岩船先生から口火を切っていただくということは可能でしょうか。

○岩船委員 そのような仕組みだったのですね。

○秋元委員長 はい。今、決めました。すみません。

○岩船委員 ご説明をありがとうございました。私が気になったといいますか、ポイントかと思ったのは、海外の何かGreen Buildingのようなもののコードに合っているというところだったのですけれども、そのように、もっと制度のレピュテーションを高めるようなことをインしていくと、もっと普及が広まるのではないかと思いました。例えば、欧米の環境ビルのコードに合うなど、そのようなものでこの東京に存在する事業所の価値が高まるような仕組みをぜひ検討いただければと思いました。せっかく大変お金をかけてこれを取っているのですから、よろしくをお願いします。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。大変重要な御指摘と思います。ぜひそのように検討いただきたいと思います。

その他にいかがでしょうか。遠慮なくどうぞ。私から指して良いということですか。山本委員、いかがですか。

○山本委員 内容が多いので、理解するのにまだ時間がかかっている段階ですけれども、最後の、今後のトップレベル事業所の認定制度の方向性というところですが、これまでのトップレベル事業所の認定の考え方はこれで非常に良く、これの効果も上げてきているということは、私も思います。今後、このトップレベル事業所を新たに進める要因というものが、この資料にあります、気温が上昇しますというところですか、9ページ。

○秋元委員長 1.5度の。

○山本委員 この危機感があって、これはもうトップレベル事業所にかかわらず、世界的な問題なので、トップレベル事業所だけでは対応できるような問題ではないのですが、9ページにあるような危機感に対応するような施策をトップレベル事業所の中で追加していく、そのような考え方を持ってよろしいでしょうか。そこを確認したいです。

○秋元委員長 これは事務局からお答えいただくことは可能でしょうか。

○安達排出量取引担当課長 山本委員、御意見を大変ありがとうございます。危機感という形になるかどうかはこれからのところにもありますけれども、やはりこの資料にありますように、いろいろな科学的なデータが世の中に出てくることによって、より一層、これまで考えられていた以上にスピード感と大幅な削減というものが必要だということが、世界的に明らかになったという、これは事実であると思います。ですので、都としましても、そうした状況に合わせた形で、トップレベル事業所も含めて気候変動対策をどのように進めていくかということ今、庁内でも一生懸命検討しているということですので、このトップレベルの認定制度に関しましても、同じ流れの中できちんと位置付けをして、そして対応をしていきたいと考えております。

具体的な内容としましては、例えばその水準をどういった形で求めていくのか、あるいは、これまでは再エネに関わる評価項目はあまり多くはなかったわけですが、省エネと再エネと両方だとなった時に、そのあたりをどのように設定していくのかというところを、正に委員の皆様方の御意見を賜りながら、

検討を進めていければと考えています。ありがとうございます。

○秋元委員長 よろしいでしょうか、山本委員。ありがとうございます。一通り、皆さんから一言ずついただきますでしょうか。今、笑顔の見える遠藤委員、いかがでしょうか。

○遠藤委員 私は実は、これの上の委員会に当たる「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」というものの委員もさせていただいて、そこであった議論としては、まだ具体的に第4期の削減義務率は示されていないのですけれども、東京都全体で50%減を達成するために、これくらい全体で削減しなくてはならないという数字が出てきたのです。

それを見ると、非常に民生業務でいうと、CO₂で50%をさらに超えるような数値が出ていまして、これは本当に次の第4期の削減義務率は、以前の検討で示されていた35%程度というところの目標、削減義務率の見通し、目安で示されていましたが、今、それを見直すということで、非常に高い削減義務率が示されそうだと思います。その時に、削減義務率をおまけしていただけるということなので、実はこのトップレベル事業所制度に、もしかしたら殺到する可能性があります。非常に注目されることになるのではないかと考えていまして、そのような意味で、もしかしたら爆発的に普及が進む可能性もあるのではないかと、上の方委員会の議論を聞いていました。そのような意味では、今回の検討はかなりシビアになるのかと考えています。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。オールジャパンの中で、オール東京で、国に先駆けていろいろな取組を強化したり、新設したりということですが、東京都全体での目標の達成に対して、この既存の建物に対するトップレベル事業所の認定制度の効果というものは、これまでに多くの成果を上げていますけれども、定量的にこのくらいで、目標はこのくらいというようなことが議論されるかと思うのですが、何かそのようなことにも関連して、事務局からお言葉があればお願いします。

○安達排出量取引担当課長 遠藤先生、ありがとうございます。キャップ&トレード全体の中で、先ほど遠藤先生がおっしゃったような目標、バックキャストで削減率を決めるという議論をしていますので、最終的にこのくらいのところにもっていきたいというグラフのようなものは示してはいますが、そこに至るまでに、事業所さまに減らしていただくという取組をもちろんお願いする部分と、あとは例えば、電気であれば排出係数、いわゆる全体の系統電気も含めたところの係数の関係なども出てくるので、最終的にどのくらいのところを事業所さま単独でというのでしょうか、単体で、省エネなり再エネでやっていただくのかというところは、まだいろいろな議論をしているというところではあります。

その中で、トップの方々、これまでは削減義務率の減少という、条例上の規定に則って、確かに義務率というものは、例えば8%であれば、2分の1で4%になっていたというところがありますが、そうしたものも織り込む中で全体の義務率を決めていくということをやっています。

ですので、トップの人達だけでこれだけということは、なかなか難しいです。それは、やはり申請が出てきて、得点が付いて初めて、この方はトップ、あるいは準トップということになって、トップだと思って申請しても、トップになれるかどうかということは、最終的な認定ができないと決まらないというところもありますので、数値的に明確に、トップで何トン、準トップで何トンという割合ということは、現段階ではなかなか難しいところがあります。いずれにしても、キャップ&トレード全体の制度の中で、一定程度のトップの認定事業所さまもいらっしゃる、5カ年で履行をしていただくという制度になっているので、途中で新規に入られる方と、廃止になる事業所で出られる方ということもありますので、そうしたものも含めての平均的な見通しを立てて決めていくというような決め方になります。

ですので、今、この中で明確にトップ以外の人たちが何トンで、という形にはなりません、しかしながら、2030年なら2030年の目標を見据える中で、このくらいというものをバランスを見ながら決めてい

くということが実態です。お答えになっていますでしょうか。

- 秋元委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。望月先生、お待たせしました。お願いします。
- 望月委員 ご説明をありがとうございました。こうして改めて数値を見ますと、トップは10%もないのだということ、まさにトップなのだということを改めて認識致しました。

先ほどエネルギー自給率の話がありましたが、日本のエネルギー自給率が低いということは、問題だと私も思っております。このあたりを新たに評価の枠組みに入れていくということは、非常に重要だと思われました。その時に、今、10%は100件少しと、非常に少ないのですが、新たに加える枠組みとは差別化できるような、全体の仕組みをうまく考えられたら良いと思っています。

- 秋元委員長 ありがとうございます。これは、そうしますとコメントとして受け取らせていただいて、よろしいでしょうか。では、ありがとうございます。また、後ほど皆さんから御意見を伺いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、資料1については委員に確認いただいたということで、次の議論に進みたいと思います。資料2「第4計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討」について、事務局より説明をお願いします。

- 安達排出量取引担当課長 そうしましたら、今、画面を出します。お待ちください。資料2につきましては、排出量取引担当課長の安達から御説明します。こちらです。

1 ページ進みまして、最初に、先ほど遠藤先生からも少し言及がありましたが、このトップレベル事業所認定制度に係る検討会での検討事項の全体像というものを御紹介します。

トップレベル事業所認定制度は、キャップ&トレード制度全体を政策的見地から検討します、左側に書いてある「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」が政策的な全体の検討ということになっています。本日開催をしています、トップレベルの認定制度を技術的な見地から検討します検討会が、この右側です。両輪で検討するということになっていまして、こちらのうち左側に5本の検討の柱を掲げていますけれども、本日はこの1番、2番、3番、黄色を付けている、このところについて御意見をいただきたいということで、これから順に説明をいたします。

次のページにまいりますけれども、これは今の1、2、3に対応していますけれども、本日は先ほど資料1で説明したような、2050年のゼロエミッション化を見据えて省エネ、再エネをともに推進する事業所の目標像、そうした取組を進める事業所の認定区分や評価項目といったものをどのように考えるべきかということについて、3つに区切って議論いただきたいと考えておりますので、これから順に御説明いたします。

まず、最初に、「優れた取組を進める事業所」の目標像とその評価ということで、説明いたします。

初めに、こうした事業所の目標や取組水準を検討するに当たりましては、都の政策の方向性と一致している必要が当然ございますので、それをお示ししております。

都では、2022年9月、先月に環境基本計画を改訂しまして、この中で「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」という目標を掲げ、この実現に向けて、2030年に2000年比で温室効果ガスの排出量が50%削減、一次エネルギー消費量が50%、これは産業・業務部門としては35%削減としておりますけれどもこちらの目標、それから再エネの電力利用割合50%程度ということで政策目標を掲げまして、下の「施策の内容」というところに示したような各種事業を推進することとしております。

次のページですけれども、そうした目標の下で、次期計画期間のトップレベル事業所認定制度の改正につきましては、これまで東京都環境審議会の答申、及び遠藤先生にも御参加いただいております、キャップ&トレード制度全体を検討します「専門的事項等検討会」におきまして、専門家の方々からさまざまな

御意見をいただいております。

一覧はここに示しているとおりです。例えば、ゼロエミッション化に向けまして、省エネや再エネを共に進める事業所へ早期に移行するように促進すべきである、或いは、「建築物環境計画書」といったような、新築の建物を最初に造る時に出していただくような制度というものを、都として、別の制度として持っておりますが、こうした制度との適切な連携による認定方法の拡充、或いは、レジリエンスや高度なエネルギーマネジメント、EV 充電設備の設置、ウェルネスといったようなさまざまな観点からの評価項目の新設等について、御意見をいただいているという状況です。

次のページにまいります。こうした御意見を踏まえまして、制度の改正内容を具体的に検討するということになるのですが、実際の事業所の状況を把握する必要があると思っておりますので、ここからは認定事業所の状況について、皆様方に御説明いたします。

これまで、トップ、準トップの認定事業所数は、制度対象事業所の5%程度で推移をしているという状況です。また、下のグラフに掲げましたけれども、2000年以前に竣工した事業所が4割弱、また用途では、事務所、データセンター、熱供給施設等の、私どもの制度でいう区分1といったところの事業所が9割を占めるという状況にありますけれども、工場等の区分2の事業所の方々についても認定をされているという状況です。

続きまして、認定事業所の得点の状況をこちらに示しております。これまで認定されたトップレベル事業所と準トップレベル事業所、これは総合得点の平均値で約10点の差があるという状況になっておりますけれども、そのほとんどは、評価項目のII、この右側の真ん中「建物及び設備性能に関する事項」というところに起因をしているということになっておりまして、それ以外の、CO₂削減推進体制等のIの「一般管理事項」や、IIIの「設備運用に関する事項」では、それほど大きな差が生じていないという状況になっております。

続きまして、認定事業所のCO₂の排出削減及び一次エネルギー消費量の削減状況ですけれども、第2計画期間の最終年度、これは2019年度でしたけれども、この実績におきまして、CO₂排出量の現行義務率、第3計画期間の義務率が27%ですけれども、第2計画期間の最終年度において、既にこのレベルに到達をしているという事業所は、全体の半分近い方々がいらっしゃいまして、これはトップ、準トップの事業所でも同様の傾向を示しているという状況です。また、右側になりますけれども、都の2030年の一次エネルギー消費量削減目標、先ほど産業・業務部門で35%であるということを説明いたしました。この数字以上に削減をしているという事業所の皆様方が3割程度いらっしゃる。これはトップ、準トップについても同様の傾向を示しているという状況です。

続きまして、認定事業所の皆様の目標の設定状況、これはGHG、温室効果ガスの削減目標の設定状況ですが、私どもは8月に再エネに関する調査ということで全事業所を対象に調査をいたしました。この回答率が約6割程度ということですが、ここで回答をいただいたトップレベル事業所のうち、約9割が事業者としての温室効果ガスの排出削減目標を設定しているということでした。

右側ですが、トップの認定申請の時に「ZEB化へのロードマップの策定と実行」というものが、今でも評価項目の1つに設定されているのですが、こちらで、取り組んでいますというようなお答えをいただいている事業所の方々、毎年の申請の中で1~2件という形になっています。ですので、温室効果ガス全体としての削減目標というものが設定されているという事業所様はたくさんいらっしゃいますが、このゼロエミッションまで見据えた具体的な取組まで事業所ごとに計画をしているというところは、まだまだ多くはないという状況が見て取れると考えております。

続きまして、再生可能エネルギーによる電気利用の状況ということで、これも同じく都の調査結果の数

値となっていますけれども、この再エネによる電気を利用しているトップレベル事業所、準トップも含まれます、トップ、準トップの皆様の割合というものが、御回答をいただいた方々の中では2割程度であったという状況でした。その具体的な手法、調達手段といったものは、右の表に示すとおりですが、自家発電等による発電設備からの受入れが最も多いということでした。続いて小売電気事業者からの受入、そして、非化石証書等の購入という順番だということが明らかになっています。

その次ですが、再エネ利用に関わるトップレベルの評価項目における得点状況というものをこちらに示しております。既に、今までの評価表の中でも再エネの評価項目というものはありましたので、それを見ているということになりますけれども、左側です、トップレベル等の認定申請があった事業所、2015年以降になりますが、全64件ございまして、このうち10kW以上の太陽光発電設備システムを導入している事業所は、そのうちの4分の1であったことが明らかになっています。また、太陽光以外のエネルギーについても、利用していますという方も、右側に示していますけれども4件あったという状況です。

太陽光発電設備の設置容量が最大の事業所は、150kWというものが最大値であったのですが、当該事業所のエネルギー自給率といったもので見ると、年間で1.3%程度ではないかということが想定されましたので、事業所のゼロエミというところを考えていきますと、非常に高い目標に向けてまだまだいろいろな方策を取ると、再エネの利用拡大もその一つであるかと考えています。

続きまして、本日御議論をいただきたい一点目の事項をこちらに示しております。

これまでに見てきましたような、2050年ゼロエミッション化という目標及び環境審議会等での検討と、それから今御紹介しましたようなトップレベル事業所の現状といったものを踏まえまして、今後の「優れた取組を進める事業所」の新たな目標像については、この真ん中の黒字2行です。ゼロエミッション化実現に向けて、省エネ、再エネの両面から自立的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にもつながるような環境配慮の取組といったようなものを積極的に推進する事業所、という形で位置付けてはどうかと考えております。これは文言も含めて、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

これまでのトップの事業所評価におきましては、事業所単体での省エネを中心とした取組を評価してきたところを資料1で御紹介しました。今後、2050年のゼロエミッション化を見据えた場合には、この黒字の1行目にありますような、事業所単体での取組というものはもちろんですし、2行目にありますような、地域のようなエリア的な広がりや、或いは将来を見据えた時間的な広がりといったようなものも勘案したような、さまざまな取組を進める事業所を評価して、事業所全体のレベルアップに繋げてはどうかということを考えております。

下の半分に記載がありますけれども、その評価に当たりましては、例えばゼロエミッション化に向けた計画の作成や、高度なエネルギーマネジメントの実践といったような事業所単体の取組に加えまして、下の3つくらいに当たりますが、適応策への対応や、サプライチェーンでのCO₂排出削減の取組等々、より広がりのある取組を評価する項目が考えられるのではないかとということで、こちらに案として提示をしておりますので、後ほど先生方からの御意見を賜ればと思っております。

続きまして、論点の二点目の説明に入ります。「優れた取組を進める事業所」の認定区分及び認定方法について御説明いたします。

次のページですが、2050年のゼロエミッション化を見据えまして、先ほどのような目標像を考えた場合の、新たな事業所の認定区分の考え方の案をこちらに示しております。

新たな認定区分におきましては、上の緑の枠の中に記載をしておりますが、全認定区分につきまして、一定レベル以上、準トップ相当を想定しておりますけれども、それ以上の省エネ対策を求めていくこと、これはこれまでの考え方と同様になります。また、2点目になりますけれども、ゼロエミッション化に向

けた計画策定や実績要件等々も新たな要件を設定して、全体として認定水準を引き上げていくこと、それから3点目になりますが、これまでの認定区分の上位に、「トップレベル事業所（ゼロエミ型）」、これは仮称でして、審議会の答申の中では、「カーボンハーフビル（仮称）」という形で仮にしていたものですが、これまでの、答申以降の議論の中で専門家の方々からもさまざまな御意見がありましたので、今回「ゼロエミ型」これも仮称ですけれども、少し表現を変えているというものでございます。そういったような新たな認定区分の設定を検討してはいかがかということで考えております。

その水準等のイメージにつきまして下の表に示しておりますが、「新たな評価項目のイメージ」にありますような、例えばこれまででいきますと、いろいろな不合格要件や、あるいは緩和措置といったようなものも踏まえて評価表全体を作ってきましたので、そういったことも含めて今後どのような考え方でやっていったらいいかといったところについても先生方の御意見を賜ればと考えております。

続きまして、こちらのページは、今、表で示したような3つの認定区分の水準イメージということで、表現をしております。認定に関しては、これまでと同様に、これまでですとトップ、準トップの2階層でしたが、これを3階層にするとしたとしても、全ての認定区分につきまして、評価項目の合計点、即ち総合得点によって評価、認定するということを想定しているということをイメージで表しております。また、現在の省エネの取組水準に加えまして、再エネ利用や、ゼロエミッション化、あるいは更に進んだ取組といったようなものを評価するような項目を設定してはいかがかということを検討しているというイメージ図ということで御理解いただければと思います。

次のページになりますけれども、こうした認定区分につきまして、これをどのように認定するかということを図で表したものがこちらです。緑のところに「どうか?」というような投げ掛けで記載をしていますが、各認定区分の認定に当たりましては、その認定区分に求められる水準を満たせば、最初の申請、1回目の申請で各認定区分の認定を可能とする。即ちトップになってからでないとゼロエミ型になれない、準トップになってからでないとトップになれないということではなくて、水準さえ満たせば、最初からトップなり、ゼロエミ型なりというところで認定をするということではいかがでしょうか、ということが1点目の趣旨です。

それから2点目になりますけれども、全認定区分につきまして、従来同様、同一の評価項目を用いて評価をするということを検討しております。なお、答申の時に記載がありました、建築物環境計画書制度との連携についての認定方法の具体につきましては、次回以降のこちらのトップの検討会での議論を予定しております。本日は、まず原則といいますか、最初の考え方として御議論いただければと思っております。

続きまして3つ目の論点の説明をいたします。

事業所の評価項目の構成と内容について、まず、今後の評価項目の構成案ですけれども、今までに御説明しましたような目標像を前提に評価項目を考えますと、これまで、図の真ん中あたりに「従来」と書いてあるところですが、先生方は十分御承知のとおり、3本柱、I一般管理項目、II設備等の性能に関する項目、III運用に関する項目、と、この3つの柱で評価をしてきたということですが、これを、一番下にありますような5つの柱で評価をしてはいかがかということを現在検討しております。

追加部分と赤字で書きましたIVの再エネ関係の柱、それからVのゼロエミッション化プラスアルファ、更に進んだ取組といったところでの5本柱ではどうかと考えております。この評価項目に関しましては、既存の項目、省エネが中心となっていた項目につきましても、最新の技術動向や、これまでの事業所の皆様の評価の結果、ほとんどの事業所様がもう当たり前のようにできているというような項目もありますので、そういった状況に合わせた改廃ということも、もちろんきちんと検討をした方が良いと考えております。また、新しい柱、IV、Vに関して、例えばIVの再エネに関する事項でありましたらば、従来のオンサ

イトにおける利用の他にもさまざまな利用形態の再エネ利用を評価して点数に反映できるようにする、或いはVのゼロエミッション化等々の取組に関する事項でしたらば、ゼロエミ化へのロードマップの策定、各種実績の評価、レジリエンス等のさまざまな取組に関する評価項目といったものを追加してはいかがかということを検討しておりますので、こうした構成案について、御意見をいただければと思います。

続きまして、評価項目の配点の考え方というところを整理したものがこちらです。配点に関しましては、最終的には、事業所での試験実施の結果も踏まえて決めていきたいと考えておりますけれども、ここでは考え方として、これまでの省エネ項目、一番下の図でいうと、Aと書いてあるところに相当する区分を、新たな再エネ或いはゼロエミ化の取組といったようなBと書いてあるところよりも、少し配点を高くするという方向ではどうかということを考えております。また、項目の位置付けに関しまして、事業所に留まらないさまざまな環境配慮の取組等については、加点項目等で評価をするという形でいかがかということを検討しております。また、満点の数値につきましては、事業所の皆様の達成度の分かりやすさ等の観点から、これまでどおり必須項目及び一般項目で100点満点としてはどうかと考えております。これは、これまでと同じような考え方です。こうした配点の考え方につきましても、現段階として先生方のアイデアや御意見がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと考えております。

続きまして、こちらが本日の最後の論点になりますけれども、新規に追加をする評価項目の案についてです。新たに加えますIVの部分の再エネ利用に関する評価の柱、Vのゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する評価の柱になります。例えば、再エネでしたらば、先ほども少し申し上げましたけれども、オンサイトに加えて、オフサイト、あるいは電気調達といったようなところを加えてはいかがかという点、それから右側のゼロエミ化や更に進んだ取組に関しては、ZEB化への取組、あるいは適応策等に関する取組などを評価項目として設定をすることを検討しております。どのような項目を具体的な新規追加項目に入れたらいいかといったことについて、ぜひ先生方の御意見を賜りまして、第2回のトップの検討会での提示につなげていきたいと思っております。

以上が資料2の説明となります。秋元委員長、よろしくお願いいたします。

- 秋元委員長 ありがとうございます。資料2について、皆様からの御意見を伺いたいと思っております。まず、スライド11枚目までの「優れた取組を進める事業所の目標像とその評価」までのところで、御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますよう、お願いします。いかがでしょうか。11枚目までのところですか。山本委員、お願いします。
- 山本委員 確認ですけれども、8ページ目ですけれども、グラフになっているものです。そこです。私の理解では、トップレベル、準トップレベルでは、優れた省エネ機器が導入されているので、CO₂削減余地もなかなか難しいからこういった事業所に対しては、排出量の基準値を半分にするなどという意味合いがあったかと思っておりますが、その割には、要はトップレベル事業所、準トップも40%くらい削減しているという結果です。そのような理解でまず、よろしいですか。一般的な準トップやトップレベル以外だと30%のところが一番高いですか。それよりも、素晴らしい省エネ機器、システムが入っていて、なおかつ40%削減している。これは基準年度の取り方にもよるかもしれませんが、そのような理解でよろしいですか。
- 秋元委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。
- 安達排出量取引担当課長 山本委員、ありがとうございます。先生がおっしゃるとおりでして、正に今、最後にお話のありました基準排出量の取り方等のところもあるかと思っておりますが、これは数値として実際に~40%、30%台ということになりますけれども、そういった排出削減実績を上げていらっしゃる事業所もあるということです。事業所のプロフィールを一番最初に御紹介しましたけれども、例えば竣工年に関し

ても、意外と 2000 年より前の事業所の方々もいらっしゃったりなどし、恐らく大規模に設備更新などをかけられて、その設備のところ結構高い点を取って、きちんと削減をさせていただいているというようなケースということもあるかと思えます。用途も、見ていただきましたようにさまざまですので、区分 I、II 両方とも、多種多様な用途の事業所様がいらっしゃいます。あとは、新たにこの制度にお入りになった方々は、先ほど山本委員がおっしゃったとおり、基準排出量の設定の方法が、今、キャップ&トレード全体として 2 パターンがありまして、過去の実績、自分のところの過去の実績に基づくケースと、あとは都側で設定をしているベンチマーク基準的なもの、そこに合わせてやるというパターンと、どちらか選べるということになっていまして、その選び方によっても竣工年との関係も含めて実績に繋がるようなケースというものもあろうかと思えます。

いずれにしても、きちんと履行はさせていただいて、なおかつ事業所の皆様は、多く削減できた分に関しては、自分のトップ認定を受けた事業所以外にも、複数の事業所を持つ事業者様がいらっしゃるので、その中でうまく超過削減クレジットのようなものを御利用いただいているという、そのような社の戦略としてやっていらっしゃるというケースもあるのではないかと思いますので、ここは本当に、数字に関しては、事業所様ごとにいろいろな数字が、高い方もいれば、もちろん半減を受けて、まさにその数字でという方々と、いろいろな特徴を持った事業所様がいらっしゃるのかと理解をしております。

○秋元委員長 よろしいでしょうか。先ほど、私がスライド 11 枚目までのことに関しての御意見を伺いたいと申し上げたのですが、これが誤りで、12 ページまでです。失礼しました。12 ページまでのスライドに関しての御意見をお願いします。山本委員、今のことについて、ひとまずよろしいでしょうか。更にございますか。よろしいですか。

○山本委員 すみません、更にですが、簡単でいいのですが、既に省エネシステムや省エネ機器が設置されている事業所で、それからどれだけ CO₂ 排出量が削減になったかなどという分析などは、特にそのような分析やそのような事業所はこうであったというようなことはないですか。

○秋元委員長 そういった分析はございますか。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。今、山本委員がおっしゃっているのは、更新、或いは新規の設備が入った時に、そのスペックから実際に運用段階で、更にどのくらい減らしたかというようなことが出ているかどうかという、そのような趣旨でよろしいですか。

○山本委員 おっしゃるとおりです。スペックでうまく使っているものもありますし、更に需要側の方で削減をしたということです。例えば、需要側とすると、空調だと空調の設定温度を少し緩和した、空調の区画を限定した、照明に関しては、照明する時間を切り詰めたなど、そのようなことも含めて、トップレベル事業所で、なおかつ素晴らしい省エネ機器やシステムが入っていても、更にこれだけの省エネができていて、CO₂ 排出量が減っているという、そのような事例などというものがあれば、知りたいと思います。

○安達排出量取引担当課長 今、おっしゃった観点でいきますと、最初の認定申請の時というものは、恐らくそこまで、ある程度運用が安定するまでいろいろな試行錯誤を事業所様でやってくださっていると思いますので、BAU をどこに置くかということです。例えば最初に申請した数字があるとしたと、そこから認定事業所の皆様は毎年度、適合報告というものをを出していただくというルールに、今なっております。今、山本委員がおっしゃったような観点からいくと、例えば毎年の適合報告をお出しいただいている時に、今年新たに追加で、例えば照明を、ここここのフロアをさらに LED 化に全部取り換えましたという御報告をいただいているケースというものがあります。そうすると、一番最初に認定をした時よりも、更に CO₂ 削減に取り組んでいただいているということが、事業所様の取組として実際に実現されているということになると思えますので、認定後も継続をして、CO₂ 削減、或いはエネルギー削減といったものに取り

組んでくださっている事業所様が、トップの中には当然いらっしゃるかと御理解いただければよろしいかと思えます。そのような理解でよろしいですか。お答えになっていますか。

○山本委員 ありがとうございます。

○秋元委員長 その他、御意見はありますか。いかがでしょうか。

それでは、実はこの後のところの方が、もしかしたら皆さんは御意見があるかもしれないので、先にそちらに進んで、今、お尋ねした12枚目までのことも含めて、次のところで御意見を伺いたいと思います。スライドの14枚目から16枚目までの、事業所の認定区分及び認定方法についてお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。では、岩船先生、お願いします。

○岩船委員 岩船です。ありがとうございます。前か後ろか私も分からなかったのですが、私は、建物側の温暖化対策というものは、4つあるとされていて、1つが省エネで、2つ目が再エネ導入で、3つ目がDR、デマンドレスポンスで、実はその前かもしれませんが、電化、と4つだと思っています。この中で、最初の2つは当然盛り込まれていますし、あとは、再エネを自分の建物に付けるか、東京の事業所などは難しいからPPA的に買ってくるかというところで、ランクを付けるかという話だと思いますが、基本的に再エネは、恐らくPVなどが主にどうしてもなります。そうなった場合に、重要なことは、そのデマンドレスポンス、電化で、今回全く電化ということがキーワードになっていないということがとても気になっています。まず、電化からいうと、再エネはほとんど電気のできるもので、これから余るPVなどを活用していくことが重要になります。そのような意味で、そもそもまず、家庭もそうですが、建物を電化して、それ自体が調整しろになり得るという考えもあるわけです。合成メタンのような高いものを持ってくるという作戦もなくはないですが、燃焼系を使っている限りは、CO₂はゼロにはなりません。そのような意味で、2030年のタイムラインで、全部が、電気が再エネになるわけではないので、そこが完全に一致するわけではないということは分かっているのですが、電化を何らか推し進めていくような方向、それを支援するような配点というものが、私は重要だと思っています。

それと組み合わせて、DR、電気需要の最適化という言葉があったと思いますが、実はこのあたりが一番重要で、これからは単なる省エネでも、単なる再エネ利用でもなく、そういったものの電力需給にどう建物が応えていくかという考え方が非常に重要です。例えばアメリカのDOEでもグリッド・インタラクティブ・エフィシエント・ビルディングという概念があり、それをやっていきましょう、つまりグリッド側でも貢献できるようなビルを造っていきましょうという発想がもう既に入っています。そのようなものをぜひ東京都さんは先進的なので、もう少し前を出していただいて、そのような需要の柔軟性を引き出せるような活用というものを、褒め称えてあげるような配点というものをぜひ検討いただきたいと思います。私は、すぐにでも電化が全部進むとは思っていないですが、BCP的な観点もあるので、しかし電化が良いことだという位置付けをするための配点もぜひお願いできないかと思っています。そのあたりを御検討いただければと思います。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。今、12ページのスライドでも電気需要最適化への対応という一言がありますけれども、そこにデマンドレスポンスのことが入っているのかなど、そういったことへの御指摘かと思えます。何か、これは事務局からお答えはありますか。

○安達排出量取引担当課長 岩船先生、ありがとうございます。先生がおっしゃるとおり、建物のできる方策は、何でもできるわけではないということは、そのとおりだと思いますし、今後の再エネ大量時代ということを考えていきますと、当然、調整機能といえますか、能力といえますか、そういったものは非常に求められてくるということは、そのとおりであると思っています。具体的にどのような形で評価項目に

落とし込んでいけるのかどうかということは、ぜひ検討させていただければと思っております。キャップ & トレードの制度全体の議論の中でも、今、電化と言うのでしょうか、あるいは電気と熱なり、その他のところをどのように考えるのかということは、まさに議論となっているところです。ですので、制度全体の考え方といったようなところの整合のようなものも含めて、具体的な形に、できるのか、できないのか、どのような形で表現をすることが一番事業所様が取り組みやすい、推進をしていける形なのかといったことも、いろいろな検討を踏まえて、また先生方の御意見を踏まえて考えていきたいと考えております。御意見を大変ありがとうございます。

○秋元委員長 ありがとうございます。岩船先生、よろしいでしょうか。御指摘はそのとおりと私も思います。一方で、再生可能エネルギー利用と考えた時に、ゼロエミッションにはならないけれどもという前提はありますが、太陽熱利用の何か需要があればうまく活用できるようなこともあるのかもしれないですし、バイオマス利用というものがどこまでできるか分かりませんが、メインはPVであることには違いないと思います。よろしいでしょうか。ぜひ、岩船先生の御意見を取り入れていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。山本委員、お願いします。

○山本委員 一つ確認ですが、都市ガスなどは、カーボンフリーガスというものが今、購入可能ですが、それは対象にはなっていないという考えでよろしいでしょうか。

○秋元委員長 安達さん、お伺いできますか。

○安達排出量取引担当課長 今、さまざまな、いわゆるクレジットというのでしょうか、オフセットをできるような種類のクレジットというものはたくさんありますけれども、今のキャップ&トレード制度、これは創設の時から、クレジットの種類というものをある程度これとこれ、あるいはその再エネの種類という意味でも、一定程度都側で推進したいものということも含めて、使えるものとそうでないものというものが現実にあります。これは第4期に向けて、再エネ全体が非常に、かつてに比べれば値段も下がってきて、コストも下がってきて、よりいろいろな手法が増えてきたという中で、どのように拡充をしていくかということは、正に制度全体の問題として議論をしている、先生方の御意見をいただいているというところです。このトップレベルの事業所につきましても、その再エネの取扱いについては、基本的に同じ方向でやっていくということで考えていますので、今後の議論を踏まえてという対応になりますが、その中で山本委員の御質問にお答えするとするならば、現時点では委員がおっしゃったようなガスというもののオフセット手段というものは、キャップ&トレードの中では認めていないというような形になっています。今後、その再エネをより拡大するというスタンスの中でどのように整理するかということは、いろいろな手法の中の一つとして検討を進めている最中ということでございます。

○秋元委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 これも確認ですが、16 ページ目のスライドで、準トップレベル事業所の認定基準は満たさないとトップレベル事業所にはいけない。準トップよりも厳しい認定基準にトップレベルになっている。認定基準がさらに厳しくなっているのが、ゼロエミ型だという理解でよろしいかということが1点です。

○秋元委員長 そうだと思います。続けてお願いします。

○遠藤委員 今回、一連の作業の中で見直すものが、この緑の部分であって、トップレベル事業所認定基準、或いは準トップレベル事業所認定基準についての中身については、今回議論はしないということでしょうか。それとも、例えば LED を入れる、外すという議論がよく出てきていますが、そのような中身も今回審議に出てくるのでしょうか。この2点だけ確認させていただければと思います。以上です。

○秋元委員長 では、お答えいただけますか。

○安達排出量取引担当課長 遠藤先生、ありがとうございます。1点目の準トップ、トップの関係性、ゼロエミも含めてですけれども、これまでも同一の評価表を用いて、総合得点方式でやってきたということになりますので、個別の省エネの項目によっては、もしかしたら準トップレベル事業所に認定された方が、ものすごくそこで点を稼いでいて、トップの、その点では稼いでいなくて、他のところで稼いでいるというようなパターンで、もしかしたら準トップのほうが点が高い項目があったということはあるかもしれません。けれどもあくまでもこれは総合得点で、同じ評価表でやるということになるので、そのような意味で、この準トップレベルの基準をクリアすれば、あとは総合得点、全体の取組をたくさんやってくださって、点をたくさん取った方がトップになっているという形に今もなっておりますので、それと同じような考え方という意味では、準トップレベル以上の水準は満たされているのだろうと考えて差し支えないと認識しています。あと、後者の基準の具体について、議論をするのか否かということについて、こちらは、第2回のトップの会で、評価表をどのように考えるかという具体の項目について、少し議論をしていただくようなことを考えておりますので、今、委員がおっしゃったような観点のものは、第2回の中で議論に出てくるのかと考えております。

○遠藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。

○秋元委員長 とすると、今、映していただいているスライドの緑色の矢印のところが、いずれにしても見直し部分であるというは、それはよろしいですか。トップレベル事業所ゼロエミ型というものが見直し対象であるということですか。

○安達排出量取引担当課長 そうです。新たに加わってくるということになるので、そこに至るルート、或いは点数、評価というものをどう考えるかというところです。

○秋元委員長 ありがとうございます。遠藤委員、よろしいですか。では、望月委員、お願いします。

○望月委員 ありがとうございます。私も同じスライドのところで少し確認したいのですが、新たな評価項目として再エネ利用などの評価項目を増やすとした場合に、今までは、制度対象の事業所だけれども、準トップにもトップにも認定されていなかった事業所が今回の新たな項目によって準トップに認められるということはある得ますか。

○秋元委員長 評価項目が変わることで、これまでの評価ルールではトップレベル事業所だったけれども、それが特に技術の変更なしにトップレベル事業所ゼロエミ型になり得るかと、例えばそのようなことですか。

○望月委員 いきなりそこに行くということもあると思いますが、資料14枚目を見ますと、例えば準トップレベル事業所の認定のところにも再エネ利用を実施しているかどうかということが評価されるので、今まで評価項目になかったから認定されなかった事業所が、新たに浮上してくるということはある得るのかと思いました。確認です。

○秋元委員長 分かりました。いかがですか。お答えいただけますか。

○安達排出量取引担当課長 先生がおっしゃったとおりということで、考えております。当然、評価表自体が、少し新たな項目なども加わって、今まで我々が評価表に入れていなかったがために、特に点数を認めてもらえなかったというような方々も、そこに点数が新たに評価されるというケースは当然考えられると思うので、今までももしかしたらそこがなかったがために点が足りなかったけれども、今回新たな評価表になったら、そこで点が入って認定されるというようなことはもちろんあり得ると思っておりますので、ぜひ新たな認定事業所の方々が増えるような形にしていきたいと考えております。

○望月委員 そうしますと、16枚目の絵の細かいところですが、準トップレベルに行く緑の矢印も増えるの

ではないかと思ったのですが、左側の黄色い矢印には、緑の矢印も入るのでしょうか。

- 安達排出量取引担当課長 はい、そうです。おっしゃるとおりです。一番最初の全体の制度対象事業所のところから準トップに至るまでのところに矢印がないのではないかと、そのような話ですね。おっしゃるとおりです。今までの方々だけということでは決してないので、新たにこのルートに入ってきていただくという方々も大歓迎したいと思っております。
- 望月委員 全体が増えていくことが良いと思われました。以上です。
- 安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。
- 秋元委員長 ありがとうございます。今の整理でよろしいかと思えます。その他はいかがでしょうか。山本委員、お願いします。
- 山本委員 今の議論の確認ですが、ということは、トップレベルではないが、トップレベルゼロエミ型というものも存在し得るという理解でいいのでしょうか。
- 秋元委員長 いかがでしょうか。次回検討会での議論を経てということになるかもしれませんが、お答えいただけるようであればお願いできますか。
- 安達排出量取引担当課長 今、山本委員がおっしゃった、トップレベルではないけれどもゼロエミ型というものは、水準を満たせばゼロエミ型に、もういきなり認定するというイメージで持っているのですが、全体としてはトップレベル以上の水準ということで、今、検討項目として入れておりますので、そういう意味では、トップレベルも兼ねるゼロエミ型というと、委員のイメージ、おっしゃっていることと少し違いますか。
- 山本委員 この16ページ目の緑のラインがこれからの検討なので、今はあまり詳しい議論は必要ないかと思えますが、私が持っているイメージですと、トップレベルは準トップを満たしていないといけなくて、更にトップレベルのゼロエミ型は、トップレベル事業所の要件も満たしていないといけないという概念でいるのですが、おかしな言い方かもしれませんが、そのような方向でいいのかということです。
- 遠藤委員 すみません、遠藤です。私もそこが少し気持ちが悪かったので、14ページの方が分かりやすかったかと思えます。
- 秋元委員長 秋元です。これを見る限りは、やはり最高ランクのトップレベル事業所ゼロエミ型は、準トップとトップを凌駕しているというか、全てそれもクリアしているように見えたのですけれども、そう思われていたのだけれどもという御意見ですよね。
- 山本委員 そうです。
- 安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、水準自体が、要は点数をたくさん取るということは、それだけいろいろな項目をクリアしないと点が入らないということになるので、トップを事実上満たした中でゼロエミ型があるとお考えいただいてよろしいかと思えます。もし、そうではない方がいいというようなことがあれば、またそれはそれで検討させていただければと思います。
- 秋元委員長 いかがですか。次回、そのことも踏まえてしっかり確認をしていくということになるかと思えますが、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。ございますか。岩船先生、お願いします。
- 岩船委員 ありがとうございます。今の御質問は、これまではかなり省エネに寄っているものがトップレベルであったから、例えば省エネを多少落としても、再エネを結構入れれば勝てるかもしれない、これまではトップではなかったけれども、再エネを増やすことでトップになれるかもしれないという可能性との、そのような組み合わせの話なのかと伺っていました。そこをどう位置付けるかだと思います。今までやってきた準トップ、トップと、完全に概念が変わるということであれば、そのように教えていただきたいと私も思いました。

あと、確か、上の会議からのコメントでもあったのですが、緑化やレジリエンス対応のような、20 ページのレジリエンス・適応策に対する取組、その環境配慮の中で、ウェルネスに係る取組など、このあたりの配点というものが、一体どのような重みになるのかということは、エネルギー以外のことも頑張ることがトップビルにとって必要なかどうかということは、少し議論が必要なのではないかと思います。やはりエネルギー的なところでしっかりした対応を取られているというところが、恐らくこの制度の重要なところだと思いますので、併せて評価することは構わないと思いますが、そこが強くなり過ぎることもあるのかと思いました。

- 秋元委員長 ありがとうございます。よろしいですか。何か。ひとまずいいですか。私もそう思います。今、分けてお話を聞きしていますが、今、岩船委員からも御指摘いただきましたが、20 ページのお話にもなりましたので、スライド 18 枚目から 20 枚目までの、評価項目の構成と新規項目案についても含めて、御意見のある方は、挙手マークでお示しいただけますか。

この間、秋元からも少し意見、質問を投げ掛けたいと思います。この後配点の話がここで出てきますが、オフサイトの再エネをどのくらい評価するかということについて、少し皆さんと認識を共有化しておきたいと思います。私はオフサイト再エネや証書を買ってくるということは、決して否定的ではないですが、一部の意見としては、オフサイト・再エネというものは、東京が地方から搾取してのではないかというようなことを言われる向きもあります。地産地消をより高く評価するのかどうかということですが、東京だけではなく、日本全体で再エネを自給バランスを見ながら推進していくということであれば、決して間違いではないと思いますが、そのあたり何か東京都として、現時点でお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 安達排出量取引担当課長 秋元先生、ありがとうございます。今、正にその再エネのさまざまな手法が広がってくる中で、どのように考えていくかというところは、キャップ&トレード全体の中でも大いに議論になっているところです。考え方は、やはり制度全体のものに合わせていかなければいけないと思いますので、そこをベースにしながらということを中心に考えておりますが、先生がおっしゃったとおり、これまでの議論でもありました、エネルギーの自給ができるようにするということは、我々としても非常に、要するにオンサイトなりというところは非常に大きい、意味があるものと思っております。

一方でそれを事業所様に一律にオンサイトでということと言いますと、いろいろな土地の事情があるということは当然考えなければいけないということも我々は十分分かっておりますので、そういったことも含めて、キャップ&トレード全体の検討を、それに合わせる形で、しっかり中で議論を詰めたいと思っております。ありがとうございます。

- 秋元委員長 すみません、少しひねくれた意見、質問でした。大規模建築物を対象としていますので、当然地産地消で全て賄うことができるわけもなく、そこはいろいろなアイデアに期待したいと思います。

その他、委員の皆様からございますか。先に、岩船先生から、その後に山本委員、お願いします。

- 岩船委員 今のオンサイト、オフサイトの話で、私も意見を述べさせていただきます。私は、12 ページに「地域や将来世代につながるような取組」と書いていますが、やはりここは、東京だけにこだわる必要はないと思います。例えば電力系統でも東電で東日本は全部つながっています。西ともつながっています。ですので、日本全体で最適化できればいいと私も思っています、ですのでオフサイトでたとえ東京都の大規模な事業所が地方の再エネ電気を買ってくる。お金を払って。お金のやりとりも十分地元へ貢献していることになると思いますので、私はそこはあまり否定する必要はないのかと思います。そこに差を付けるかどうかということは、東京都さんのお考えもあるかもしれませんが、基本的に全体最適を目指して、なるべく費用対効果の良いことを進めていくべきだと思います。そうしないともとも日本全体でカーボン

ニュートラルなど目指していけないと、本気で思っていますので、そこはあまり地産地消こだわり過ぎて、無駄に高い費用をかけてカーボンニュートラルを東京だけ進めますというように意固地になる必要はないかと思いました。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。よろしいですか。今のコメントとしてお受けしたいと思います。山本委員、お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。先ほどの岩船委員の続きというか、同じことになるのかもしれませんが、今までトップレベル事業所というのは、省エネをしながらCO₂を削減したという経緯があるのですが、ここに再エネやゼロエミッションのようなことが来ると、少し気持ち悪さというか、気持ち悪いと言うとおかしいですけども、少しレベル感が違うような気がします。

先ほどの繰り返しになってしまうかもしれませんが、例えば、大規模事業者ですからこのようなことはないと思いますけれども、全て再エネで賄う事業所がさほどの省エネをやらなくても全て再エネですから、エミッションゼロということで、トップレベル事業所ではないけれどもトップレベルゼロエミッションという可能性も出てくるのかということです。しかし多分そのようなことは恐らくないであろうということの前提でやると、再エネ、PVも買ってくるにしても今、十分な量が買ってこれるかかどうかという、いろいろなところで取り合いになっているということも少し聞いていますので、その限られた再エネの中で、更にゼロエミッションを進めていくためには、トップレベル事業所の中で、さらに省エネを進めなくてははいけません。この省エネというものが、例えば省エネ設備を入れた、省エネシステムを入れたということプラスそれを可能な限り最大効率で使っているかというところの観点ですと、ただ、それでも省エネ量というものは多分最大でも20%くらいでしょうから、再エネだけで賄うようにするためには、先ほど言いましたけれども、空調をかなり限定するなど、そちらまでのレベルの要素が加わらないと、ゼロエミッション化に向けた取組には多分なっていないのではないかというような気がします。ということが1点目です。

それから2点目は、省エネ化とウェルネスなどBCPというものがある意味相反するところにもなります。例えばこの間の事業所で行ったところだと、工場ですけども、自販機がやたらに多いので、自販機の数限定したらどうですかと言ったら、給水ポイントの関係のウェルネスで駄目だなど、そのようなこともありますし、病院やデータセンターだと、設備がやはり二重化して、そこで無駄なエネルギーを食っているなどということがあります。ですので、ここのトップレベル事業所の中でウェルネスやBCPということは、少しあまり表に出てくるのはいかがかかと思います。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。こちらは何か、お答えはありますか。

○安達排出量取引担当課長 先生方、大変、御意見をありがとうございます。今の山本委員、あるいはその前の岩船先生もそうかと思いますが、省エネや再エネという、エネルギーの項目の部分と、ウェルネスに代表されるような、それ以外の項目の部分のバランスというものは、これは正にキャップ&トレード全体の先生方の議論の中でもやはり出てきています。やはり、その比率が、あまりエネルギーではないところが高くなってしまうと、本来のトップレベルという制度の趣旨もそうですし、事業所の方々に進めてほしいところが、あまり焦点がぼけてしまうと良くないのではないのかというお話をいただいています。ですので、今後、その評価表の点数配分なり、項目の位置付けなり、必須にするか、加点にするかといったところでもかなり扱いも変わってくるのかと思いますので、そういったところも含めて全体の評価表の構成ができるようにしていきたいと考えておりますので、引き続き御意見を賜ればと思います。

また、省エネをあまりしなくても、再エネだけでどんどんやれてしまうのではないかということに対して、やはりこれもいろいろな先生方から御意見をいただいているところでして、山本委員がおっしゃると

おり、エネルギーをそもそも使わないという方向に、エネルギー効率化なり省エネなりということをやっ
ていかないと、非常にエネルギーコスト自体が、これは世界情勢も含めて高くなっているということも、
事業所の皆様にとって決して良いことではないと思います。事業コストの部分がどんどん高くなるのを放
置するというようなことが、経営上も決して望ましいことではないと、事業所の皆様もお考えだと思いま
すので、そういった意味でやはり省エネ部分について、引き続きトップに認定された後も含めて、事業所
の方々にもぜひお取組をいただきたいと思いますし、実際にお取組いただいているところは、定期の御報
告などでの結果としても出てきているのかと考えております。

ウェルネスの部分で先ほど、自販機なり何なりといろいろと実例もあるというお話でしたので、ここは
正に評価の仕方というのでしょうか、バランスをどのように考えるかということをやうまく取り込んでい
ければと思っております。一方で、元々こういった意見が審議会の中で出てきたのは、やはり不動産なり建
物といったものが、エネルギーの部分も見ながら、どのようにより長期的に価値を持った形で生かされる
かといったところの背景を踏まえて出てきた御意見かと思っておりますので、うまく要素としては取り込みな
がら、全体としてはエネルギーの部分というものをしっかり見るというような制度設計になればいいかと
思っておりますので、引き続きいろいろと御教示をいただければと思います。ありがとうございます。

○秋元委員長 すみません、望月先生、少々待ってください。秋元も、少しゼロエミッションという話とウェ
ルネス、BCP という話が一括りになっているところは、少し気持ちが悪いかという気はしています。あと、
BCP やレジリエンスのことも、どこまでマルチハザードや複合災害の規模を想定するかによって、よく
やっている、全くやっていないなどいろいろな評価ができてしまうので、そのあたりも論点に、今後なり
得るかと思っております。ありがとうございます。望月先生、お願いします。

○望月委員 既に、お答えいただいている内容になってしまうと思うのですが、恐らくウェルネスに関わる
取組は、減点方式にするイメージがあります。例えば省エネを頑張らせるために温度設定を高くして、温
熱環境が悪くなるといったようなことがないように、すなわち、基本はゼロベースで、それを加点側に持っ
ていくか、減点側にもっていくかということはあると思います。我慢をさせる省エネはしていないという
評価の仕方になるのではないかと思います。これは、やはり省エネやエネルギーのことをメインにしてい
る制度なので、そのような扱いになるのではかと思えます。

あと、再エネを頑張れば準トップやトップになってしまう可能性があるというのも、やはり省エネを大
前提としていないとまずいと思うので、ゼロエミッションに向けた取組で加点があったとしても、トップ
の点数には至らないような制度設計をすれば、多分作れるのではないかという気はしています。すみませ
ん、点数などを具体的に考えない、少し無責任な発言ですけれども、そのように思いました。

○秋元委員長 ありがとうございます。よろしいですか。お答えありますか。いいですか。では、貴重なコ
メントと思います。ありがとうございます。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 皆さんと同じ話をしてしまうと思うのですが、18 ページ目ですが、先ほど来、再エネだけを頑
張れば最高のゼロエミ型になれるかという話で、あくまでも配点で処理するというお話もあったのですが、
今少し思いつきで恐縮ですが、準トップとトップまでは今後のカテゴリーのⅠ、Ⅱ、Ⅲで勝負してもらい、
ゼロエミ型に行きたい人は、プラスⅣ、Ⅴで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては、トップレベルの最低基準を満たし
た上でⅣ、Ⅴに取り組んでもらうような考え方というものがあるのか、ないのか、確認というか、もしあ
れば検討いただきたいと思いました。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。合理的な御意見と思えますけれども、お答えは何かありますか。

○安達排出量取引担当課長 遠藤委員、ありがとうございます。今の点は、もしやるとすると、同じ評価表
を基本的に使わないということになるのかと思えます。ここは、正に委員の先生方にお聞きしたいところ

ですけれども、先ほど前半部分で、例えばこれまでトップや準トップになっていない事業所の方々が、今後新設されるIV、Vのところで行っているところがあったりなどして、点数が今までであったら入らなかったけれども、入る可能性があるということを、仮に想定した場合に、トップや準トップの評価表としてそこがそもそも入っていないということになると、新規で準トップやトップになるという方々がこれまでと同じような省エネのところだけをすごく頑張っていないと、トップや準トップになれないというようなことが可能性として出てきてしまうということがあるのですが、そのパターンのほうが寧ろすっきりするというような考え方ももちろんあると思います。

ただ、その場合には、評価表自体をもうトップ、準トップと今度の新しいゼロエミ型の方は、全く違う評価軸といいますか、評価表を使うという、特にIV、Vが加わった評価表にするものはもうゼロエミ型だけだというような考え方ですと、今、遠藤委員がおっしゃったような考え方になるのかと思います。もちろん、物理的に評価表は一緒ですが点数としてカウントしないということだけでも別に構わないと思いますが、そのような形にするのか、それともIV、Vのようなところで、これまでは省エネばかりでそこまで突き詰めきれなかったけれども、でも一生懸命いろいろなことをやっているというような事業所さんも取り込めるような形にするということがいいのか。今のお話の前は、後者の方のイメージで捉えていたのですが、もしそれについて先生方で御意見がありましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。

○秋元委員長 先にどうでしょう、遠藤委員は特に何かありますか。

○遠藤委員 私としては、やはりカテゴリーのI、II、IIIは全員共通だけれども、IV、Vはゼロエミ型という立て付けのほうが分かりやすい気がしています。

○秋元委員長 ありがとうございます。岩船先生、手が挙がっています。お願いします。

○岩船委員 14ページのところに「全ての認定区分について、一定水準、準トップレベル相当想定以上の省エネ対策を求める」というコメントがあったので、私は皆、省エネ施策に関しては、共通の軸で一旦評価されるのかと思っていたので、この話と少し矛盾しないかと今、思って聞いていました。

東京都さんとして、何を目指すのかであると思います。例えばもう少し裾野を広げたいのであれば、恐らく今のままでゼロエミの部分だけ付けても、裾野は広がらないと思います。だけれども、省エネは、例えば、既築などでもう限界があってもうどうにもならないけれども、再エネ対策で頑張るところも認めてあげようというのであれば、違う評価軸を持つてくるということも、私は有りな気もするので、その目的によるのかと思います。トップオブトップで、本当に省エネをぎりぎりまでやったところがゼロエミするために、再エネを何とか調達してきますということを目指すのかどうか、ということがポイントかと思いました。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。もう少し、皆さんの意見をいろいろとお聞きしていきたいと思いますが、秋元から申し上げますと、このトップオブトップ、ゼロエミ型の称号を得ることのインセンティブといいますか、GRESBの良い評価が得られる、ESG投資の投資対象として褒められるなど、いろいろとあると思うのですが、これを取るインセンティブを東京都さんとして、どう考えるか。それによっても応募が増えるかどうかということによって変わってくるような気がするのですが、そのあたりも整理していただけるといいかと思います。他に何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。望月先生、どうぞお願いします。

○望月委員 最初の資料1のところでお説明いただいたように、今、準トップ、トップで元々の点数の割合が大きいということもありますが、高性能な設備を入れたことで得点を稼いでいる事業所が多い中、運用をもう少し頑張ってもらいたいというところがあります。その意味でこの再エネも評価することによって、設備が高いものや新しいものを入れられていない古い建物でも、一番のトップオブトップにはなれないけれ

ども、頑張ればある程度評価してもらえるということは、運用を頑張るモチベーションにはなるのではないかという気はしました。以上です。

- 秋元委員長 ありがとうございます。そうですね。そのような考え方はあると思います。先ほど、秋元が申し上げたインセンティブは、無理かもしれないけれども、税制優遇まで受けられる、高さ制限などの特別な特例を認めてもらえるなど、環境負荷削減にとって良いけれども、更においしいことがあったら皆頑張るかという気がしたと、そういう意味でした。

他はいかがでしょうか。だいぶいろいろな観点からの御意見を伺えたと思います。どうぞ、遠藤委員、まだあるようでしたら、お願いします。

- 遠藤委員 すみません、あと1点です。今出ている18ページのVについてですが、省エネ以外のレジリエンスやさまざまな環境配慮の取組については、新築の環境計画書制度の評価項目との連携というものを一応考えて項目立て、あるいは基準作成していただくことが、申請者にとっても、政策の一貫性としても分かりやすいと思っています。

- 秋元委員長 ありがとうございます。いろいろと今、環境報告書制度は議論が進んでいて、確かにいろいろなルールがあると、一般の方々、事業者にとっても分かりづらいので、そこは整合性をきちんと確認していただけるといいかと思います。どうぞ、山本委員、お願いします。

- 山本委員 ありがとうございます。このトップレベル事業所の中の話には収まらないかもしれませんが、要はいろいろな建物で、いろいろな事業所でやはり2050年エミッションゼロ、2030年50%などというロードマップを敷いて、やろうとしているところがありますが、そのあたりは今、非常に多いですが、そもそもそのように2030年、2050年にそのような建物、建物以外もそうかもしれませんけれども、温室効果ガスを削減しないと、人類が危ういのではないかという危機感に、皆気付いていて、それで急速にこのような話が進んでいるという気がします。一番最初に言った時も、その危機感というものを言ったのは、そのようなところですよ。

しかし2030年50%、2050年ゼロと言っても、なかなか具体的にはそれを取り得る施策、省エネなどというものは、再エネを入れてもなかなか難しいです。そのような工程を敷けと言われても、太陽光発電を工場の周りの敷地に全部敷くなどと、そのような膨大な話になって、少し実現性が危ういというところもあります。その中でもやっていかないといけない。

であるので、東京都のトップレベル事業所というものは、そのような危機感に基づいて、ここまでの水準を示していかないといけないという観点が必要なのではないか。ですので、先ほどの議論になりますけれども、トップレベル事業所のゼロエミ型というものは、トップレベル事業所の中の要件を全て満たして、なおかつ再エネを導入している建物というふうにあるべきかと思っています。あと、資料の20ページ目にも1.6 その他エネルギー自給率という再生可能エネルギーの割合のようなものを評価項目の一つとして挙げられていますけれども、そのような省エネ設備や省エネ運用が十分されている建物の中で、再生可能エネルギーの割合が例えば50%以上であったら50%の削減になるわけですから、これが100%であればゼロエミッションになるわけですから、そのような観点で考えていった方がいいのではないかと思います。これは意見です。

- 秋元委員長 ありがとうございます。大変まとめていただいて、そのとおりと思いました。大変重要な御指摘と思います。今、ふと気が付いたのですが、建物が対象である一方で、事業者がRE100などいろいろな独自目標を掲げて、再生可能エネルギーを積極的に使うような、そのような事業者やオーナーさんがいた時に、個別の建物でそれが実現できているかどうかという話と別次元の議論が出てくるので、今回は一建物についてののみ明確にそれを実証できるのであれば、評価点をどんどん増やしていこうという、その

ようなことでもいいのかもしれませんが。少し何か補足というか、説明が必要になるかということに思い至りました。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。言いつ放しで申し訳ないのですが、まとめるのも大変とは思いつつ、やはり気が付いたところを、皆さんから重要な御意見を伺えたと思います。特に他に無いようであれば、まず、目標像の考え方について、そして事業所の認定区分、認定方法について、それから評価項目の構成と新規項目案について、本日の委員の皆様御意見を踏まえて、事務局で整理していただいて、専門的事項等検討会へ報告するとともに、トップレベル検討会で引き続き検討するということで、よろしいでしょうか。

皆さん、賛同いただいたと思います。ありがとうございます。それでは、特に御意見が無いようでありましたら、以上で本日予定している議論は全て終了しました。全体を通して、その他御意見などありますか。

特に無いようです。本日の御意見を踏まえて、事務局におかれましては、検討をよろしく申し上げます。なお、検討の状況については、専門的事項等検討会、及び次回の本検討会で報告いただくようお願いいたします。検討会の議事につきましては、以上となります。皆様、御協力をありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○安達排出量取引担当課長 秋元先生、委員の皆様、大変ありがとうございました。そうしましたら、今後のスケジュールについて、最後に簡単に説明いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から説明します。今後の制度検討スケジュールです。資料3になります。

まず、トップレベル検討会ですけれども、一応今、3回程度の開催予定をしていて、この検討を進めていきたいと考えています。本日、令和4年10月24日が第1回となります。今後ですが、年度内にこの検討を重ねまして、今年度の中で認定、申請や適合報告を併せた意見も承る予定です。

来年度につきましては、この本検討会に加えまして、専門的事項等検討会の検討も併せた形で制度改正の中間取りまとめを行いまして、その後、パブリックコメントを経て制度改正案を決定しまして、その後条例改正等の必要な手続きを進める予定です。以上となります。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。では、以上で本日予定をしました全ての議事を終了しました。委員の皆様、円滑な進行に御協力をいただきまして、また貴重な御意見を多数いただきまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。これにて本日の検討会は終了させていただきます。皆様、本当にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

午後6時28分 閉会